

**農産物輸出促進のための  
新たな防除体系の確立・導入事業委託費（新規）  
【96（一）百万円】**

――対策のポイント――

農産物の海外への輸出促進につなげるよう、輸出重点品目について、輸出相手国で登録されていない農薬等の使用を低減する新たな防除体系を確立し、その効果の提示を行いつつ産地へ導入します。

〈背景／課題〉

「攻めの農林水産業」として農産物の輸出を促進するに当たり、我が国の通常の防除体系で使用される農薬には、輸出相手国で当該作物が生産されていないため農薬登録がなされていない等により、我が国に比べ極めて低い残留基準が設定されているものが多く、輸出向けに使用可能な農薬が限定されています。

このため、病害虫の防除効果を維持しつつ、輸出相手国で登録のない農薬の代替又は使用の低減等の技術的課題の解決を図る必要があります。

――政策目標――

新たな防除体系の確立等により、我が国農産物の海外への輸出促進に資するとともに、病害虫被害を軽減します。

〈内容〉

1. 事業内容

輸出重点品目のうち、輸出相手国で登録のない農薬等が使用されているものについて、輸出相手国の残留農薬基準に適合するよう、天敵の使用など農薬の代替技術を導入するとともに、海外での取組事例を調査し、これらを踏まえた新たな防除体系を確立・導入します。

2. 委託先

民間団体等

3. 事業実施期間

平成26年度～28年度

[お問い合わせ先：消費・安全局植物防疫課 (03-3502-3382)]

# 農産物輸出促進のための防除体系の確立

産地の取組例

- 静岡県等  
→ 安全安心・輸出戦略(茶)
- 青森県  
→ りんごの病害虫防除対策

## 我が国の病害虫防除を巡る状況

- ・ 我が国には多様な病害虫が発生
- ・ 緑茶など、西欧諸国にはない多様な農産物を生産するため、輸出先国で登録のない農薬で防除

## 輸出に向けた課題

- 輸出先国で登録のない農薬等の代替又は使用低減技術の確立

輸出先国の規制で、使用可能な農薬は限定



通常の栽培体系では、登録のない農薬が検出され輸出が困難

## 農産物輸出促進のため

### 新たな防除体系の確立、実証

#### 主要品目で防除体系を確立

- ・ 品目(りんご、緑茶、いちご、なし等)
- ・ 検討する内容(代替農薬の導入、既存農薬の使用時期変更、天敵及びトラップ等)

薬剤抵抗性病害虫の発生産地で防除体系の確立

広域な防除体系の確立

(フェロモンの導入、新たな天敵調査、導入等)

諸外国での輸出の取組等を収集

新たな防除体系の確立により、① 我が国農産物の海外への輸出促進、  
② 産地の病害虫被害の軽減

# 防除体系の見直しによる我が国農産物の輸出促進（例）

病害虫の発生、防除時期

## 茶の防除体系（従来より農薬40%減）

3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月

収穫 収穫



年間防除のうちEUの農薬残留基準値を超過する可能性があるもの

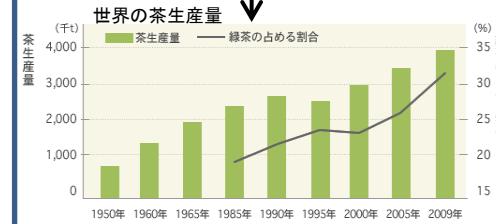
代替技術の導入による防除体系の見直しと農薬使用の削減、代替

~~輸出~~

**EU**

農業の状況は各国で異なり、EUでは茶の栽培が無く、農薬残留基準値が極めて厳しくいため、輸出に際しての大きな障壁となっている。

EUをはじめ、世界の市場で緑茶の需要は高いが、**輸出できない**



現  
状

輸出対応型の防除体系

交信攪乱剤、植生管理、粘着トラップ、防蛾灯などを代替技術として導入

チャノホリガの防除



チャハマキ、チャノコカクモン  
ハマキの防除



カンザワハダニの防除



チャノキイロアザミウマの  
防除



防蛾灯、防蛾螢光灯

交信攪乱剤

ほ場周辺の植生管理

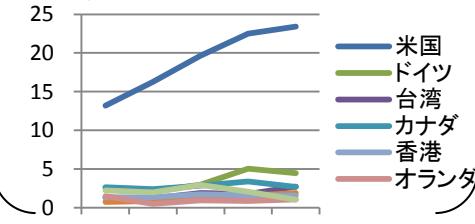
各色粘着トラップ

**輸出**

**EU**

**輸出拡大！**

日本と基準値が類似する米国並に、EU等へも輸出の増加が期待



- 1 輸出戦略品目には同様の病害虫が発生しており、新たな防除体系の活用が期待
- 2 農薬の低減により、国内市場へもアピール可能